

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年10月11日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	京都府	
3. 市区町村名	八幡市	
4. 届出番号		
5. 独自利用事務の事例番号	108-5	
6. 独自利用事務の対象者	移動支援事業サービス申請者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和6年9月20日	
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	▼
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係		▼

執行機関名 八幡市長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に規定する地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの(移動支援)
②番号法別表の項	117	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	144	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		八幡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第5の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に規定する地域生活支援事業に関する事務であって規則で定めるもの(移動支援)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	八幡市障害者移動支援事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって(障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること)を目的とする。	この要綱は、(障害者)の(自立及び社会参加の促進を図る)ため実施する障害者移動支援事業(以下「事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		八幡市障害者移動支援事業実施要綱